

認 定 証

(申請者代表)

東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号

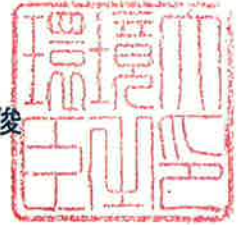
株式会社マグ

代表取締役社長 木村 暢夫 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条の5において準用する第5条の8の規定に基づく変更の認定を受けた者であることを証する。

平成18年10月27日

環境大臣 若林 正俊



記

1. 認定の年月日 平成17年4月20日
2. 認定番号 第67号
3. 産業廃棄物の種類

グラスウール製品（グラスウール製品に一体として付随する表皮材を含む）が産業廃棄物となったもの

ただし、株式会社マグ及び東洋ファイバーグラス株式会社が製造し、かつ販売するグラスウール製品（グラスウール製品に一体として付随する表皮材を含む）であって、建設工事の作業所、グラスウール製品の加工を行う事業所及び営業倉庫等の流通過程から排出されたものを、5.（2）の産業廃棄物の収集運搬を業として行う者7社、又は都道府県知事若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者が回収し、5.（3）の産業廃棄物の処分を業として行う者2社において分別・破碎等の処理を行い、株式会社マグ及び東洋ファイバーグラス株式会社のグラスウール製品の原材料として再生利用、あるいは都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処分業者において、埋立等の処理が適正になされるものに限る。

なお、当該産業廃棄物の回収の際にやむを得ず混合してしまったもので、当該認定に係る一連の処理行程において適正な処理が確実に行われる同一性状の他社製品も含む。

4. 処理を行う区域

日本全国

5. 認定を受けた者及びその委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者並びにそれらの事業内容

(1) 製造事業者等（認定を受けた者）

	名 称	代表者の氏名	所 在 地
1	株式会社マグ	代表取締役社長 木村 暢夫	東京都中央区日本橋本町四丁目8番14号
2	東洋ファイバーグラス株式会社	代表取締役社長 別所 郁生	北海道砂川市豊沼町1番地

(2) 産業廃棄物の収集運搬を業として行う者（認定を受けた者から委託を受けた者）

	名 称	代表者の氏名	所 在 地
1	明野運輸株式会社	代表取締役 坂部 吉勇	東京都中央区新川1丁目19番7号
2	千葉三立梱包運輸株式会社	代表取締役社長 永倉 直毅	東京都港区港南2丁目4番7号
3	株式会社ヤマガタ	代表取締役社長 山縣 静	茨城県日立市久慈2丁目8番20号
4	株式会社日硝ハイウェー	代表取締役 杉本 健司	三重県津市高茶屋6丁目10番14号
5	センコー株式会社	代表取締役 小池 洋	大阪府大阪市北区芝田2丁目7番18号
6	株式会社島田洋行	代表取締役 島田 収	岐阜県大垣市宮町1丁目4番地
7	有限会社仁平運輸	代表取締役 安藤 博	岐阜県大垣市津村町1丁目1068番地

(3) 産業廃棄物の処分を業として行う者（認定を受けた者）

	名 称	代表者の氏名	所 在 地
1	株式会社マグ	代表取締役社長 木村 暢夫	東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号 施設の所在地： 明野工場 茨城県筑西市向上野100番地 土浦工場 茨城県かすみがうら市上稲吉2046番地1 垂井工場 岐阜県不破郡垂井町630番地
2	東洋ファイバーグラス株式会社	代表取締役社長 別所 郁生	北海道砂川市豊沼町1番地 施設の所在地：同上

6. 認定の変更の状況

- ・平成17年4月20日 新規認定
- ・平成18年10月27日 変更認定
 - (1) 当該認定に係る産業廃棄物の種類の変更
 - (2) 当該認定に係る処理の行程の変更

以 上